



平成 28 年 5 月 10 日保育専門委員会関係者ヒアリング

保育所保育指針改定に対する意見書

東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター

センター長 秋田 喜代美

特任講師 淀川 裕美

特任助教 高橋 翠

(本意見書は、上記以外にもセンター専任・兼任教員との相談のもとで共同作成された内容である) 本意見書では、時間の関係からこれまであまり議論されてきていない点および私どものセンターで昨年度末に実施した認可保育所対象の調査研究結果および学術的知見等に基づき、報告をするものである。

1. 保育所保育指針の章の構成・内容への意見

(ア) 「2 章子どもの発達 2 発達過程」について

・「おおむね何歳という記述がどのような保育行為によってもたらされるのか、発達過程と保育課程の関係が現行指針や解説書では理解しにくい」といった意見を保育士養成校教員の方々から伺っている。「発達過程」と現在第3章「保育の内容 2 保育の実施上の配慮事項」をあわせて、保育課程や保育士の行為と発達過程の関係を、乳児、幼児に関して記載する章構成とする方がわかりやすくなるのではないか。特に乳児に関しては、解説書を含めより詳しい内容が丁寧に記述されることが望まれる。

・認定こども園教育・保育要領では、入園から卒園までにおける個人の保育経験の違いが意識された記述となっている。地域型保育事業の推進によって、小規模保育や家庭的保育から保育所へという移行の増加も今後見込まれる。乳児期から幼児期への移行や施設間の移行における発達の連続性の保障に関わる配慮についての記述も入れるとよいのではないかと。

(イ) 「3 章 ねらい及び内容」について

21 世紀にもとめられる資質として、社会情動的資質（非認知的側面）や市民的資質・態度（異質なものの包摂や公正性）の育成が、国際的にも重視されている（OECD,2016; Schoon,2015）。自発性や意欲だけではなく、柔軟性や忍耐強さ、失敗を乗り越えることなどの態度や資質に関わる記述が、全般的な配慮事項あるいは特定の領域の内容の文に加筆されるとよいのではないかと(鳴門教育大学・全国国立大学附属学校連盟幼稚園部会,2016)。(領域「健康」にはしなやかな心と体、領域「人間関係」には、けんかなどの葛藤やつまづき、折り合いをつけることは記されている。けれど人間関係以外にも、失敗やくじけてもあきらめずに取り組むことは大切である。この点がこれからの時代の指針としてさらに幼児期部分に加わるとよいと考えられる)。

2. センターでの調査結果および学術知見に基づく指針各章内の文内容への意見

(ア) 養護（ケア、アタッチメント）について

・先行研究からの知見（資料参照）

生涯発達においてアタッチメント（愛着）の形成が重要。子どもが不安や恐怖を経験した際、自分の欲求や思いを表現し、特定他者が敏感に適切に応答することで子どもが安全感を得られるという見通しを得、自律的に探索できるようになる。アタッチメントの形成は自尊心、自律性、他者への基本的信頼感、心の理解能力などの発達を支え促すとともに、身体発達にも影響。

・Cedep 保育士対象の大規模調査の知見（資料参照）

「子どもへの敏感な応答」も「子ども自らが考えや欲求を表現しやすい雰囲気への配慮」も、全年齢で7割程度が「とてもそう思う」以外を選択。すなわち、現状としてアタッチメントの形成という観点からは、必ずしも十分なかかわりが保障されていない場合もあることが示唆される。

・上記知見からの示唆

アタッチメントの観点からは、保育士から子どもへの敏感な応答ということに加えて、そもそも子ども自らが保育士に対して欲求や考えを表現しやすい雰囲気への配慮が重要。

・保育所保育指針の改定について

子どもの「表現」という用語は、領域「表現」及び「言葉」で頻出。保育士の「応答」という用語は、「応答的な関わり」「応答的な触れ合いや言葉がけ」と記述。いずれも子どもの欲求や思いの（明示的・非明示的）表現に対する保育士の応答的かかわりについて述べているが、子どもが自らの欲求や考えを表現しやすい雰囲気とそうした関係の構築についての言及を加えていただくとよりよいのではないか。

(イ) 食について

・Cedep 保育士対象の大規模調査の知見（資料参照）

「子ども一人ひとりの発達や生活時間等に応じた、食事時間の個別の配慮」や「保護者との連携」で、全年齢で7～8割が「とてもそう思う」以外を選択（特に3歳児、5歳児が多い）。食に関する個の発達や生活時間への配慮が、特に幼児において十分ではないことが示唆される。

・上記知見からの示唆

乳児はもちろんのこと幼児においても、登園時間の違い等、一人ひとりの生活リズムの違いをふまえた、食事の時間等の細やかな対応が必要。

・保育所保育指針の改定について

「食」に関する内容は、食育の章や、基本的な生活習慣、特に三歳未満児の保育に関する配慮事項で出てくる（「体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行う」「一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行う」等）。加えて、食事は睡眠と同様、日々の生活リズムの影響を大きく受けると考えられ、より個別のかかわりができるような体制づくりが重要である点が書き加えられるとよいのではないか。

(ウ) 睡眠について

・先行研究からの知見（資料参照）

乳幼児の総睡眠時間の減少は、昼間の睡眠時間の減少による。特に、午睡の有無に関する年齢別傾向は、3歳頃で43%、4歳頃で74%、5歳頃で85%が午睡をしないことを大規模データが示している。一方で、個人差への配慮も重要。

- ・ **Cedep 保育士対象の大規模調査の知見**（資料参照）

「子どもの発達や睡眠・覚醒リズムの年齢による違いや個人差への配慮」や「保護者との連携」で、全年齢で6～8割が「とてもそう思う」以外を選択。すなわち、全国的な現状として、午睡について個の発達を配慮した取り組みが十分ではないことが示唆される。

- ・ **上記知見からの示唆**

乳児だけでなく幼児においても、睡眠生理発達の年齢による全体的傾向と個人差の両方をふまえた細やかな対応が必要。

- ・ **保育所保育指針の改定について**

午睡に関する言及は保育所保育指針では2箇所のみである（解説書では14箇所）。幼児の午睡に関しては、各園での判断に任されている現状がある（午睡の必要のない子どもを強制的に寝かせる、あるいはその逆も）。睡眠生理の発達という観点からは、乳児期だけでなく幼児期においても、睡眠に関する個別の配慮が必要である旨を、書き込むとよいのではないか。

(エ) 施設長の資格要件や研修受講について

- ・ **先行研究からの知見**（資料参照）

「保育の質」において、施設長の能力や知識、リーダーシップが重要と指摘され、世界的にも研究が盛んである（OECD, 2012,2015; Taguma et al., 2012; Iram-Siraj and Halette,2013.）。日本でも、施設長にどのような資格や研修が必要か、また、そのような研修をいかに効果的に実施できるかといったことの研究の必要性が指摘されている（西村他, 2010）。

- ・ **Cedep 保育士対象の大規模調査の知見**（資料参照）

保育士資格を保有している施設長は、保育士資格を保有していない施設長よりも、①リーダーシップの具体的内容として、園の運営や保育の質向上に向けた取り組みをより熱心に行っており（「自園の保育実践への関与」で最も顕著）、②負担感を強く感じている（「労働環境に関わる負担」で著しい差）。また、③自園の保育環境の適切性をより低く評価しており（課題を認識しており）、④安全管理に向けた組織としての取り組みをより積極的に行っていた。

- ・ **上記知見からの示唆**

保育の実践や運営に関する質の向上、労働環境の改善、保育環境の改善、施設単位での安全管理体制という観点から、保育士資格を保有している施設長の方が、保有していない施設長よりも細やかに取り組んでいることが示唆される。

- ・ **保育所保育指針の改定について**

「施設長の責務」の章には、保育士資格の保有に関する言及はなく「専門性の向上に努めること」という記載のみである。保育の質の保障・向上という観点からは、施設長自らが保育に関する資格取得や専門的知識を有し質の向上に努めることや、そのための研修受講の必要性などを努力義務として言及する必要がある。